

○総務省令第四十九号

地方公務員災害補償法（昭和四十二年法律第二百一十一号）第四十八条の規定に基づき、地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成三十一年四月十日

総務大臣 石田 真敏

地方公務員災害補償法施行規則の一部を改正する省令

地方公務員災害補償法施行規則（昭和四十二年自治省令第二十七号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>別表第一（第一条の二関係） 「二〇六 略」</p> <p>七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 「一〇 略」</p> <p>11 Ⅲ オルトトールイジンにさらされる業務に従事したため生じたぼうこうがん 12 Ⅲ 「略」 13 Ⅲ 「略」</p> <p>14 Ⅲ 1 から15 Ⅲ までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 「八〇 十 略」</p>	<p>別表第一（第一条の二関係） 「二〇六 同上」</p> <p>七 がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じた次に掲げる疾病及びこれらに付随する疾病 「一〇 同上」</p> <p>「新設」 11 Ⅲ 「同上」 12 Ⅲ 「同上」 13 Ⅲ 1 から14 Ⅲ までに掲げるもののほか、がん原性物質又はがん原性因子にさらされる業務に従事したため生じたことの明らかな疾病 「八〇 十 同上」</p>
<p>備考 表中の「Ⅲ」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。</p>	

附 則

この省令は、平成三十一年四月十日から施行する。